

教育委員会だより ②

就学援助制度

シリーズで教育委員会の事務事業について紹介します。

今回は、就学援助制度についてです。

市では、小中学校に就学する児童生徒がいる家庭で、経済的に困りの家庭を対象に学校で必要な給食費・学用品費などの教育費の一部を援助する制度を設けています。



1 援助の対象となる方

- 市内小中学校に通学する児童・生徒の保護者で①～⑤のいずれかに該当する方。
- ①生活保護を受けている。
- ②世帯全員の市町村民税が非課税である。
- ③児童扶養手当を受けている。
- ④世帯全員の前年中の所得合計が、教育委員会の定める基準額未満である。
- ⑤その他、特別な事情(災害、失業等)で、教育委員会が特に必要と認められた場合。

【参考】 認定の目安

世帯員数	所得基準額(年額)
2人 (母(父)、子1人)	約 185 万円
3人 (父、母、子1人)	約 246 万円
4人 (父、母、子2人)	約 275 万円
5人 (父、母、子3人)	約 330 万円

※世帯内のすべての人の収入状況が審査の対象となります。
また、世帯の年齢構成などにより所得基準額が上下しますので、基準額にかかわらず援助の対象にならない場合があります。

2 申請方法

- ①申請書は、小中学校にあります。(毎年度2月中(新小学1年生は、4月中)に学校を通して案内書を配布しています。)
- ②申請書に必要な事項を記入し、関係書類を添付のうえ、現在通われている小中学校に提出してください。
- ③申請書に添付する関係書類は、源泉徴収票、所得税申告書(確定申告書)の写し、市県民税申告書(住民税申告書)および所得証明書などになります。不明な点は、申請時にご相談ください。

【参考】 主な支給内容(年額)

項目	小学校	中学校	備考
学校給食費	自己負担額	自己負担額	
学用品・通学用品費	1年生 : 11,100 円	1年生 : 21,700 円	中途認定の場合は月割
	2年生～ : 13,270 円	2年生～ : 23,870 円	
校外活動費(泊なし)	1,510 円以内	2,180 円以内	交通費、見学料のみ
校外活動費(泊あり)	3,470 円以内	5,840 円以内	交通費、見学料のみ
新入学学用品費	19,900 円以内	22,900 円以内	4月認定の1年生のみ
修学旅行費	自己負担額	自己負担額	一部対象外経費あり
医療費	自己負担額	自己負担額	むし歯等学校病のみ

※その他、遠距離通学児童生徒などに対する通学費援助もあります。
また、通学指定校の変更や就学時健康診断の相談など、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

TEL (98) 7114
学校教育課庶務係

市の広報番組 「おおたわらハートFM」

10月から地域情報、観光情報、グルメ、イベント情報、話題のスポットなど、市の魅力をお伝えする番組を放送しています。

- 放送局 RADIO BERRY (エフエム栃木、周波数76.4MHz)
- 番組名 「おおたわら ハートFM」
- 放送時間 毎週月曜日 正午～午後0時49分
- パーソナリティ 平井 久美子
- リポーター 豊田 あすか



平井久美子(左)、豊田あすか(右)

放送内容

- キラメキ☆大田原 話題の人、イベントなどの関係者にインタビュー
- アスカの大田原発見伝!
- グルメ、自然、歴史など注目スポットからのレポート
- 大田原インフォメーション

問い合わせ

TEL (23) 1309
行政経営課行政改革係